

盛岡市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																						
<p>○盛岡市武道館条例</p> <p>昭和56年3月27日条例第19号</p> <p>改正 略</p> <p><u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市武道館条例</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市武道館条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市武道館条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する武道館にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) 柔道場及び剣道場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前9時から</th> <th>午後5時から</th> </tr> <tr> <th>午後5時まで</th> <th>午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸切使用（1時間までごとに）</td> <td>750円</td> <td>1,120円</td> </tr> <tr> <td>一般使用（1人）</td> <td>70円</td> <td>90円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から	午後5時から	午後5時まで	午後9時まで	貸切使用（1時間までごとに）	750円	1,120円	一般使用（1人）	70円	90円	<p>○盛岡市武道館条例</p> <p>昭和56年3月27日条例第19号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市武道館条例</p> <p>第1条から第7条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) 柔道場使用料及び剣道場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前9時から</th> <th>午後1時から</th> <th>午後5時から</th> <th>午前9時から</th> <th>午後1時から</th> <th>午前9時から</th> </tr> <tr> <th>午後1時まで</th> <th>午後5時まで</th> <th>午後9時まで</th> <th>午前5時まで</th> <th>午後9時まで</th> <th>午前5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体使用</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3,200円</td> <td>4,000円</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>一般</td> <td>1人1回につき100円（午後5時以後使用する場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午前5時まで	午後9時まで	午前5時まで	団体使用	2,000円	2,000円	3,000円	3,200円	4,000円	5,600円	個人	一般	1人1回につき100円（午後5時以後使用する場				
区分		午前9時から	午後5時から																																				
	午後5時まで	午後9時まで																																					
貸切使用（1時間までごとに）	750円	1,120円																																					
一般使用（1人）	70円	90円																																					
区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から																																	
	午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午前5時まで	午後9時まで	午前5時まで																																	
団体使用	2,000円	2,000円	3,000円	3,200円	4,000円	5,600円																																	
個人	一般	1人1回につき100円（午後5時以後使用する場																																					

改正後				改正前						
1時間までごと				使用	合にあつては、120円)					
に)	高等学校生徒、中学校 生徒及び小学校児童	20円	30円	小学生、中学 生及び高校 生	1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合 にあつては、40円）					
備考				備考						
1 貸切使用の場合において、柔道場及び剣道場の2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。				1 団体使用の使用料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。						
2 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後5時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。				2 団体使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。						
3 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。				3 冷暖房を使用する場合には、実費の範囲内で市長の定める額を冷房料又は暖房料として徴収する。						
4 冷暖房を使用する場合には、実費の範囲内で市長の定める額を冷房料又は暖房料として徴収する。										
5 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。										
(2) 拡声装置使用料 1回につき 1,500円				(2) 拡声装置使用料 1回につき 1,000円						